

在香港フィリピン人家事労働者の現況

—香港が就労先として選択される理由—

合 田 美 穂

The Filipino maids in Hong Kong : Why Working in Hong Kong?

GODA Miho

Abstract : The Filipino Maids have been coming to Hong Kong in a large number since the 1980s and they form the largest foreign communities in Hong Kong. Their presence has a very strong economic and social impact on Hong Kong and Singapore. This study looks into their work condition and social life in Hong Kong to understand why they prefer Hong Kong to other places.

要旨 : 1980年代以降、香港からの「プル要因」、フィリピンにおける「プッシュ要因」の相乗効果で、多くのフィリピン人女性が、家事労働者として、香港に渡ってきた。彼女たちは、香港にて家事労働を担うことによって、香港人社会の家庭における問題を解決し、また、それと同時に、フィリピンに外貨収入をもたらすことによって、フィリピン経済の活性化にも貢献し続けている。本研究では、外国人家事労働者に関する労働法例、就労における諸問題、フィリピン人家事労働者の香港流入の背景、余暇活動についての考察を行ない、それらの考察を通して、在香港フィリピン人家事労働者の現況を理解するとともに、なぜ、彼女たちが、香港を選択したのかという理由を導くことにつとめたものである。

1. はじめに

香港では、1980年代末期以降、経済が急速に発展し、就職状況も好転し、就業率も徐々に上昇が始まった。多くの中産階級以上の家庭においても、好景気に乗じて、多くの女性が様々な職種に従事する動きが見られるようになった。それと同時に、家事労働や子育ての問題を解決するために、外国人家事労働者の需要が急激に高まった。一方、フィリピンでは、1990年代末期に、アジア金融危機に見舞われ、経済が低迷し、国内失業率は高まり、大学卒業資格を持つ者であっても就職が困難な現実となっていた。こういった香港からの「プル要因」、フィリピンにおける「プッシュ要因」の相乗効果で、1980年代以降、多くのフィリピン人女性が、家事労働者として、香港に渡った。彼

女たちは、香港にて家事労働を担うことによって、香港人社会の家庭における問題を解決し、また、それと同時に、フィリピンに外貨収入をもたらすことによって、フィリピン経済の活性化にも貢献しているのである。

香港のアジア流動労働者センター（亜洲流動劳工中心）の年鑑によると、現在、フィリピン人口の9.2%に当たる約700万人余りが、国外労働に出ており、女性は約半数を占め、そのうち約3分の1が家事労働に従事している。特に、1998年における海外で就労するフィリピン人家事労働者による経済効果は顕著であり、72億米ドルにも及ぶ外貨収入をフィリピンにもたらしている。香港においても、民政事務局および政府統計処が、1999年10月から2000年1月までに実施した香港における少数種族を対象にしたサンプル調査によると、香港に居住するフィリピン人の人口は14

万人近くとなっており、それは香港人口の約2%にも及んでいる。そのうち女性が9割以上を占め、その大半が家事労働者として就労している¹⁾。

2006年に実施した調査に基づく本研究は、外国人家事労働者に関する労働法例、就労における諸問題、フィリピン家事労働者の香港流入の背景、余暇活動²⁾によって構成されており、これら4つの視点における考察を通して、在香港フィリピン家事労働者の現況を理解するとともに、なぜ、彼女たちが、他の地域ではなく、香港を選択したのかという理由を導いたものである。本研究で用いた調査方法は、参考資料(書籍、論文、報告書、関連するウェブサイト)およびフィリピン家事労働者(30名)へのアンケート調査、聞き取りである³⁾。

2. 外国人家事労働者に関する労働法例

2-1. 整った香港の法律体制

香港にて、外国人家事労働者が急増したのは、香港政府が外国人家事労働者に対するビザ発給条件を緩めた1980年代以降のことである。その中でも常に主流を占めてきたのがフィリピン人であった。1981年に正規に登録された外国人家事労働者数は11,179人であり、1988年には45,154人(そのうちの92.4%を占める41,722人がフィリピン人)にまで増加し、1997年には170,971人(そのうちの80.8%を占める138,085人がフィリピン人)にまで増加した。そして、2000年には、外国人家事労働者は216,790人(そのうちの71.7%を占める151,485人がフィリピン人)に、2002年には家事労働者はこれまでで最も多い237,104人(そのうちの62.6%を占める148,389人がフィリピン人)に達している⁴⁾。これらの数字を見ると、フィリピン人が占める割合は年々減少しているが、それでもなお、フィリピン人が、外国人家事労働者の中では主流を占めていることには変わりはない。では、なぜ、この数字が示すように、香港が、フィリピン家事労働者にとって、就労先として魅力的な場所であるということが言えるのだろうか。その要因として、香港の外国人家事労働者への賃金が他のアジア地区より高いこと、法律体制が整っており、外国人家事労働者の権益が補償されていることなどが考えられる。

現在、香港入境事務処(入国管理局)の規定では、外国人家事労働者が香港において就労する場合、雇用主および労働者はともに、「I. D. 407」と呼ばれる契約を交わさなければならない。2年間を1期間とする

この基本的な雇用契約は、入境事務処によって作成されている。雇用契約「I. D. 407」は、合計17条の条文からなるものであり、主に、仕事の内容、契約期間、休暇、医療福利、契約解除の用法などが記されている。これらの契約は、香港法例の第57章の雇用条例、第282章の従業員賠償条例、および第112章の入境事務条例に基づいて作成されている⁵⁾。具体的な内容には以下の節にて説明する。

2-2. 賃金、休暇、住居

外国人家事労働者の最低賃金は、法例によって定められている。1996年の最低賃金(月給)は、過去において最高額の3,860香港ドル(1香港ドル=約15円)であった⁶⁾。2003年、政府は、外国人家事労働者の最低賃金を、香港が長期的なデフレにあるという理由から、3,320香港ドルにまで引き下げた。その後、2006年には、調整を加えて、3,400香港ドルにまで引き上げている。この最新の賃金水準は、2006年5月31日以降の契約成立より施行され、現在に至っている。雇用主は、外国人家事労働者に対して、現金あるいは小切手にて賃金を支払うか、労働者名義の銀行口座に賃金を振り込むことが義務付けられている⁷⁾。

「雇傭条例」の規定によると、外国人家事労働者には、休日(多くは日曜)、祝日、年休による休暇が保障されている。休日について言えば、週に最低1日(1日は24時間を下回ってはならない)を保障しなければならない。雇用主が休日を決定し、月の開始前に、労働者に通知しなければならない。また、雇用主は、休日に、外国人家事労働者に対して、労働を強いることはできない。祝日について言えば、外国人家事労働者に対して、就業年数の長さに関わらず、年に12日の祝日を保障しなければならない⁸⁾。また、年休について言えば、外国人家事労働者が12ヶ月の就労を満了した場合、初めて取得の権利が得られる。年休の日数は7日から14日までであり、家事労働者の就業年数によって決定される⁹⁾。

また、入境処によって作成された「雇傭契約第5(b)条項」では、雇用主は、外国人家事労働者に対して、「調度品が備わった適切な住環境」を提供しなければならないと規定されている。「雇傭契約説明書第6条項」にも、雇用主は、外国人家事労働者に対して、無料にて、必要な家庭設備および家庭用品(水道費、光熱費、トイレおよび浴用設備、ベッド、蒲団、枕など)を提供しなければならないと示されている¹⁰⁾。「調度品が備わった適切な住環境」には、最低

の実用面積などは明示されていないため、外国人家事労働者は、独立した部屋を提供される場合もあれば、他人と部屋を共用する場合もある。

3. 就労における諸問題

3-1. 賃金

近年、フィリピン人事労働者の賃金待遇は、悪化の一途をたどっていると言われている。2001年の『外籍傭工在港工作境況調査報告書』によると、法定最低賃金が、3,670香港ドルと定められていた当時、82.9%のフィリピン人事労働者がこの最低賃金を保証されていた一方で、0.8%は最低賃金を下回る賃金しか給付されていなかった¹¹⁾。2003年になると、政府は、外国人家事労働者の最低賃金を400香港ドル削減するとともに、雇用主からも400香港ドル徴収し、雇用主からの400香港ドルを「労働者訓練税項」として使用すると決定した¹²⁾。それによって、外国人家事労働者の賃金は1月あたり3,320香港ドルまで下降することになった。同年、政府は、法定最低賃金を3,320香港ドルから、2.4%増加させた3,400香港ドルへと切り上げたが、最高時の賃金よりもなお低いことには変わりなかった¹³⁾。ここで注意すべき点は、法定最低賃金が低下している現況においてもなお、その法定最低賃金でさえも保障されていない家事労働者が、実際にはかなりの割合において存在するという点である。今回、筆者が実施した調査では、30名の被調査者のうち、半数の15名が法定最低賃金の3,400香港ドルを下回る賃金(3,270~3,320香港ドル)しか得ていないということが確認できた。また、それ以外の9名は法定最低賃金、その他はそれを上回る賃金を得ていた。

3-2. 労働時間

労働時間の超過は、フィリピン人事労働者にとっては深刻な問題となっている。『外籍傭工在港工作境況調査報告書』によると、調査対象者のうち、15%が、就労について最も困難に感じる点として、労働時間が長すぎるということをあげている¹⁴⁾。今回、筆者が実施した調査でも、30名の被調査者の1日における平均労働時間は15.7時間にもおよんでおり、この数字だけを見ても、労働時間は非常に長いと言える。特に、そのうちの2名は、乳児の世話を担当しており、労働時間は24時間であると回答している。

「低下する賃金、長い労働時間」という状況の下

で、被調査者は、自分の仕事に対して、どのような意識を持っているのであろうか。「今の仕事を満足だと感じているか」という質問に対する回答では、「非常に満足」が30%、「満足」が47%、「普通」が23%、「不満」が0%であった。労働時間が長く、賃金が下降の一途をたどる現況にあっても、フィリピン人事労働者は、香港における仕事に対しては、さして大きな不満を抱いていないという結果を得ることができた。その要因としては、香港で就労する方が、フィリピン国内で就労すること以上にメリットが大きいからであると考えられる。以下において、そのメリットについて具体的に述べていきたい。

4. フィリピン人事労働者の 香港流入の背景

4-1. フィリピンの「プッシュ」要因

香港におけるフィリピン人人口増加の背景は、フィリピンにおける「プッシュ要因」と香港からの「プル要因」の双方から考察することができる。「プッシュ要因」についていえば、フィリピン国内の経済および失業問題に起因する。その遠因は、1960年代にまで遡ることができる。1960年代、フィリピンは、アメリカ、世界銀行および国際基金会の建議を受けて、国家がコントロールする輸入方式に替えて、自由市場方式を取り入れたために、フィリピン経済の収支は赤字に転向した。1980年代、フィリピン政府は、この財政赤字に対して改善を試みたものの、さほど改善は見られず、経済は停滞し続け、深刻な失業問題をひき起こし、フィリピン国内の失業率は最高時には20%にも達した¹⁵⁾。更に、1990年代末期からは、アジア金融危機の影響によって、フィリピン国内の失業率は増加の一途をたどった。2006年1月の時点では、フィリピンの失業率は8.1%となっている¹⁶⁾。現在、フィリピンでは、大学卒業生であっても、就職は困難を極めており、教師、助産師などといった専門的知識を必要とする職種や、安定した公務員であっても、賃金は一概に低い。そういった諸要因が、多くの高学歴女性を含めたフィリピン人が、海外に活路を見出す結果につながったのである。

実際に、香港、シンガポール、台湾などといったフィリピン人事労働者を受容している地域の、家事労働者に対する賃金は、フィリピン国内よりも高いため、そういった地域で一定の期間就労し、国内に多額の送金をしながら、故郷に錦を飾るフィリピン人は少

なくない。そういった同胞の成功例を目の当たりにした多くのフィリピン人の中では、親戚や金融機関から借金をしてまでも、海外に出ようとする傾向が強まっているのである。更に、世界的水準からみても、香港の賃金体系は最も高い部類に入るため、香港が他の国や地域よりも好まれる傾向にあるのである。筆者による調査でも、30名の被調査者のうち、12名が、香港を選択した理由として、フィリピンでの就職難および香港の賃金の高さ（香港の賃金はフィリピン国内の賃金の5~6倍である）をあげている。

4-2. 香港の「プル要因」

1981年、香港政府は、フィリピン人を含めた外国人家事労働者に対するビザ発給条件を緩めたことにより、更に多くのフィリピン人女性が香港に渡り、その結果、香港は、世界の中でも、フィリピン人家事労働者を最も多く受け入れている地域の1つとなった¹⁷⁾。また、上述のように、香港の賃金水準もアジア諸国の中では最も高い。また、フィリピン人の多くは（国内での学校教育を通して）英語に精通しているため、他国の家事労働者に比べて、香港人の雇用主とのコミュニケーションの面で問題が多くなく、香港の雇用主からは最も歓迎されている。2006年6月の時点では、香港には約22万人の外国人家事労働者が居住しており、その中でフィリピン人は半数の約11万人を占めている¹⁸⁾。

フィリピン人家事労働者が香港で受けている待遇は、上章でも述べたように、被調査者の半数以上が「大変満足」或いは「満足」であると回答しており、決して悪いものではないといえる。雇用主とフィリピン人家事労働者との関係性をみてみると、2006年の新聞報道では、フィリピン人家事労働者による雇用主の子供への虐待が数件、フィリピン人家事労働者が雇用主の高齢男性によって高層マンションから転落死させられる事件が1件、著名人に雇用されているフィリピン人家事労働者による不祥事が数件¹⁹⁾という程度であるが、全体的に見てみると、それらはさほど大きな数字ではない。筆者の調査でも、30名の被調査者のうちの大半が、雇用主の態度を良好なものとして受け止めている。しかしながら、一方で、雇用主に不公平な対応をされていると感じている一部の被調査者も存在することは確かだ。

また、香港における家事労働者を支援する組織も、フィリピン人家事労働者を支える力となっている。「菲律賓家務助理理事会」や「香港菲律賓人聯會和亞

洲外移劳工中心」はその中でも比較的重要な組織として知られている。特に、後者は、2002年に政府が法定最低賃金を下げる決定をした際に、フィリピン人家事労働者の権益を守るために、積極的に政府に対して抗議した²⁰⁾。被調査者30名のうち、12名が、「もし不公平な待遇をされた場合には、こういった組織に申し出る」と述べている。こういった組織は、フィリピン人家事労働者の権益を守るために、香港では不可欠な存在であり、それは、フィリピン人家事労働者が香港を就労先として選択する一因にもなっているということもできる。

また、最近、香港では、女性歌手の謝安琪による、香港で働くフィリピン人女性の心情や気持ちを表現した『菲情歌』が流行し、多くのフィリピン人家事労働者の心をつかんだ²¹⁾。フィリピン人家事労働者たちは、自分たちが休暇時などで集う際に、同郷人たちとこの歌を合唱するために、英語版の制作を強く希望した。このような歌謡曲が出現し、流行することだけをとってみても、香港社会の中で、フィリピン人家事労働者の存在が大きな部分を占めているということができる。

5. 余暇活動

5-1. 余暇活動の場所

在香港フィリピン人家事労働者を支えているものの中で、重要な部分を占めているのが余暇活動である²²⁾。被調査者30名のうち93%が、休暇時には家にとどまらずに外出していると回答している。フィリピン人家事労働者が、特に集中する地区は、セントラル地区であり、筆者の調査でも、余暇に最も利用する場所としては、セントラル地区の皇后像広場が33%、環球商場が57%、国際金融中心付近の歩道橋が10%という回答結果であった。かつては、セントラルの中心部にある高級ショッピングモールとして有名な置地広場が、フィリピン人家事労働者が集う場所として知られていた。しかし、フィリピン人家事労働者たちが、置地広場のショッピングモール内のベンチや地面を占領したことにより、店舗の営業が妨害されるだけでなく、高級ブランドを扱うモールのイメージが損なわれるとして、置地広場では、警備員を使った徹底的なフィリピン人家事労働者対策が行なわれ、フィリピン人たちは屋外へと追いやられる結果となった。その後、フィリピン人たちは、セントラル地区の広場や歩道橋などにシートを敷いて、ピクニックのようにして

集うようになった。近年、香港政府は、フィリピン人たちが、余暇を安全かつ快適に過ごせるように、毎週日曜日には、フィリピン人たちが集う広場を通過する道路を封鎖し、車両の進入を禁止するようになっている²³⁾。

5-2. 余暇活動の内容

被調査者 30 名への調査では、87% が週に 2 回、フィリピン人と集まると回答している。(基本的に休暇は週に 1 回であるが、年休や祝日を合わせると、週に 2 回休暇がある週が出てくる。また、休暇ではなくても、雇用主に頼まれて買い物に出たついでや、雇用主の子供の通学の送迎時など、平日でも他の家事労働者と集まる機会も多いと考えられる。) 調査結果では、通常集う相手は、63% が同郷人、27% が香港の友人、10% がフィリピン人事労働者の支援組織関係者である。また、余暇時の主な活動内容は、(複数回答で) 最も多い順から歌唱、ダンス、雑談、読書であり、その他にはトランプのゲーム、手芸などであった。フィリピン人は、その国民性から、歌唱やダンスを非常に好み、フィリピン各地では、歌唱やダンスを主とした伝統行事も多く、また、都市部ではダンス学校が林立している。フィリピン人は、香港においても、余暇の際に、国内にいた時と同様に、歌唱やダンスの習慣を持ち込んでいる。また、余暇活動の際に、歌やダンスに興味を示したり、足を止めて見入ったりする香港人に対して、参加を促すフィリピン人も多い。

余暇活動の中でも、重要な部分を占めているものに飲食活動がある。被調査者のうち、73% が飲食方面で、60% が通信方面で、多く出費していると答えている。このことから、多くのフィリピン人が飲食を重要視しているということがわかる。余暇の際に、主に多く利用する飲食方法については、被調査者のうち、63% が茶餐厅(香港で最も普遍的なレストランである軽食がとれる喫茶店)、43% が酒楼(一般的な中華レストラン)、27% がファーストフード、23% が持参の弁当ということであった。茶餐厅や酒楼は、香港人が最もよく利用する飲食場所であるが、興味深い点は、それらの場所がフィリピン人にも最も好まれて利用されていることである。実際に、茶餐厅や酒楼で使用される食材や提供される料理は、点心(春巻やシューマイなど)、菓子パン、エッグタルト、麺類などであり、フィリピン人にとっては抵抗のない食材やメニューが多い。また、茶餐厅や酒楼はともに、「お茶

をゆっくり飲みながら、同郷人や友人と雑談する」というフィリピン人の生活方式をそのまま持ち込める場所であるため、フィリピン人に好まれているのである²⁴⁾。そういった飲食場所では、雑談などを通して、香港人と交流する機会も生まれている。

5-3. 宗教活動

フィリピンは、アジアでは数少ないカソリック信者が多い国家であり、国民の 84% がカソリックの信者である²⁵⁾。筆者の調査では、被調査者 30 名のうち、87% がカソリックの信者であると回答している。また、被調査者のうち、77% が香港においても、教会活動(ミサや伝道など)に参加している。週に 1 回の割合で、宗教活動に参加している者が最も多く、63% を占めている。フィリピン人が比較的多く利用するカソリック教会もあるが、基本的には、香港人とともに教会に集うことになる。教会活動では、基本的には種族、性別、年齢などで区別をしないために、フィリピン人事労働者は、雇用主(主に香港人)と家事労働者という主従関係以外においても、教会活動を通して、同じ宗教を信じる多くの香港人との交流を通して、互いの価値観や文化を理解しあう機会を持っているのである。

5-4. 兼職

また、調査を進めて行くうちに、被調査者のうち、1 名(仮名 J) が兼職を持っていることが確認できた。(外国人事労働者の兼職は、法律では禁止されている。) J への聞き取りでは、兼職の理由として、できるだけ多くの外貨を稼いで、早く故郷に家を買いたいからということであった。J は、フィリピン人たちが集う場所で、地面に布を広げて、手製によるビーズの装飾品(花や動物の形状をした装飾品や携帯ストラップなど)を並べて販売していた。警察や政府機関の調査が入ることを心配して、全ての商品に価格は示されておらず、商品に興味を持って話しかけてきたフィリピン人に対してのみ、価格を知らせて販売するということであった。布の上に商品を並べている理由には、頻繁に販売場所を変えやすいこと、警察の姿が見えたら、すぐにそれに包んで移動できるからということであった。一度、逮捕されると、雇用契約に違反したとして解雇されるだけでなく、フィリピンに強制送還される場合もある。このように、兼職はリスクが高いために、多くのフィリピン人事労働者には、さほど受け入れられていない。

6. おわりに

上章では、フィリピン家事労働者が、香港を就職先として選ぶ理由についての考察を行ってきた。

香港には、現在、整った法律体制が備えられていることや、フィリピン家事労働者を支援するための組織が存在しており、外国家事労働者の権益が補償されていることが、フィリピン家事労働者が安心して就労できるための重要な要素となっている。また、香港の外国家事労働者に対する賃金が、自国のフィリピンを含めた他のアジア地区より高いことも、フィリピン人をひきつける要因になっている。しかしながら、実際には、就労における諸問題（例えば、法定最低賃金が、過去最高時と比べて、現在では下降の一途をたどっていること、その法定最低賃金でさえも保障されていない家事労働者が、実際にはかなりの割合において存在すること、労働時間の超過など）が存在し、それらはフィリピン家事労働者にとっては深刻な問題となっていることも確認できた。この「低下する賃金、長い労働時間」という現況においてもなお、多くのフィリピン家事労働者が、香港における就労状況に対して、さして大きな不満を抱いていない理由としては、彼女たちがフィリピン国内で就労すること以上に、香港で就労する場合のメリットが大きいからである。そういったメリットには、他に余暇活動や宗教活動といったものも含まれている。在香港フィリピン家事労働者を支えているものの中で、重要な部分を占めているのが余暇活動である。余暇活動では、フィリピンにいた時と同様の生活習慣（歌やダンスなどといった嗜好、飲食習慣、宗教の信仰）をそのまま持ち込むことができ、それらはフィリピン家事労働者の心の支えになっている。また、それらの余暇活動を通して、フィリピン家事労働者は、自分の友人（多くが同郷人）と集うこと以外にも、香港人あるいは香港文化とも交流を持つ機会を有しており、それらが香港とフィリピンの互いの価値観や文化を理解しあうことをも可能にしている。そういった諸要素が、フィリピン人が香港を就職先として選択する要因でもあり、メリットにもなっているといえるのである。また、今後もフィリピン人がなおも香港を家事労働をするための就職先として選択し続けている限り、香港における「菲情歌」という歌謡曲の流行からも示されるように、将来、フィリピン家事労働者が、香港の文化の一部として認識される日もそう遠くはないであろうと

考えられる。

注

- 1) フィリピン家事労働者の多くは英語に精通しているため、雇用主をはじめとする香港人とは英語によってコミュニケーションをとっている。香港で幅広く使用されている広東語の能力はさほどあるとはいえない。彼らの約6%が広東語を流暢に話し、17%が広東語で会話することが可能であり、52.5%は広東語を理解することができない。詳細は、民政事務局・政府統計処「香港少数民族裔人士的調査結果」(1999年10月～2000年1月)、http://www.info.gov.hk/hab/new/index_c.html。
- 2) 筆者は、2004年に、香港において、フィリピン家事労働者を対象に、アンケートを中心とした調査を実施し、フィリピン人の余暇活動についての理解を深めるとともに、フィリピン人が香港において、余暇活動を通していかにフィリピン人としてのアイデンティティを維持しているかを考察した。該調査については、以下の論文を参照。合田美穂「在香港フィリピン家事労働者の余暇活動についての一考察」、『甲南女子大学研究紀要 人間科学編 第42号』、2006年3月、pp 63-80。
- 3) フィリピン家事労働者30名へのアンケート調査は、2006年11月4日に、香港のセントラル地区（皇后像広場、環球商場、国際金融中心第I期・第II期）にて筆者の指導を受けた香港中文大学歴史学科の学生グループ（代表者：陳冠僑）によって実施された。
- 4) Stephen W. K. Chiu and Asian Migrant Centre, *A Stranger in the house: foreign domestic helpers in Hong Kong*, Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, The Chinese University of Hong Kong, 2005, pp 9-10.
- 5) 康樂居雇傭中心有限公司編『完全雇傭手冊套装：百分百醒目雇主：外傭管理實務指南』、経済日報出版社、1998年、第35頁。
- 6) 康樂居雇傭中心有限公司編『完全雇傭手冊套装：百分百醒目雇主：外傭管理實務指南』、経済日報出版社、1998年、第37頁。
- 7) 勞工処編『雇用外籍家庭傭工實用指南——外籍家庭傭工及其雇主須知』、第7頁。（原文は、<http://www.labour.gov.hk/public/pdf/wcp/FDHguide.pdf>より参照。）
- 8) 香港の祝日は以下の12日である：元旦（西暦1月1日）、旧正月の3が日（旧暦1月1日、旧暦1月2日、旧暦1月3日）、清明節（西暦4月5日）、メーデー（西暦5月1日）、端午節（旧暦5月5日）、中秋節翌日（旧暦8月16日）、重陽節（旧暦9月9日）、冬至、クリスマス（西暦12月25日）（雇用主は冬至かクリスマスのどちらか1日を休暇日として選択できる。）香港特別行政区成立記念日（西暦7月1日）、中華人民共和国国慶節（西暦10月1日）。
- 9) 就労年数が1年および2年の場合、年休は7日であり、3年の場合、年休は8日、4年の場合、年休は9日となり、その後、就労年数が1年増えるごとに、年休も1日増加する。年休の最長は14日であり、9年以上

- 就労した者は14日の年休を獲得できる。
- 10) 康樂居僱傭中心有限公司編『完全僱傭手冊套裝：百分百醒目僱主：外傭管理實務指南』，經濟日報出版社，1998年，第37-38頁。
 - 11) 香港明愛社區發展服務亞洲外地勞工社會服務計劃調查工作小組『外籍傭工在港工作境況調查報告書 香港明愛社區發展服務亞洲外地勞工社會服務計劃』，明愛亞洲外地勞工社會服務計劃，2001年，第3頁。
 - 12) 「外傭挑戰“外傭稅”失敗」，『明報』，2006年11月11日 (<http://hk.news.yahoo.com/060719/12/1q9o3.html>)
 - 13) 同上。
 - 14) 香港明愛社區發展服務亞洲外地勞工社會服務計劃調查工作小組『外籍傭工在港工作境況調查報告書 香港明愛社區發展服務亞洲外地勞工社會服務計劃』，明愛亞洲外地勞工社會服務計劃，2001年，第5頁。
 - 15) 黎佩炎「種族，性別，階級的歧視 理解菲律賓背後的故事」，http://www.globalmon.org.hk/09_filippino.html
 - 16) 「菲律賓一月份失業率達8.1%」，『大紀元』，2006年11月11日。 (<http://www.epochtimes.com/b5/6/3/16/n1256575.htm>)
 - 17) 蕭景路，廖蕙儀「我家的菲傭」，香港電台電視部，1986年。
 - 18) 人民入境事務處，<http://www.info.gov.hk/hkfacts/cpop.pdf>
 - 19) 例えば，歌手の張學友のフィリピン人事労働者が，張の私信や写真を窃盗した事件，タレントの林燕妮のフィリピン人事労働者が，林の貴金属や高級腕時計を窃盗した事件，著名弁護士のフィリピン人事労働者が，雇用主の高級紳士服などを質に入れた事件などがある。
 - 20) 「外傭今起加薪80元 每月3400」，『明報』，2006年11月11日。 (<http://hk.news.yahoo.com/060803/1qxlx.html>)
 - 21) 「謝安琪做“代言人”」，『明報』，2006年11月11日。 (<http://hk.news.yahoo.com/060803/1qxlx.html>)
 - 22) 在香港フィリピン人の余暇活動についての詳細は，以下を参照。合田美穂「在香港フィリピン人事労働者の余暇活動についての一考察」，『甲南女子大学研究紀要 人間科学編 第42号』，2006年3月，pp 63-80。
 - 23) http://big5.chinabroadcast.cn/gate/big5/gb.chinabroadcast.cn/9523/2006/09/01/421@1199760_1.html
 - 24) 趙光林，孟東梅『菲律賓：奇麗的島國』，香港城市大学出版社，2005年，第162-163頁。豚肉を食べることが禁じられているムスリムが多くを占めるインドネシア人の場合は，フィリピン人とは異なり，豚肉を使用したメニューが多い茶餐厅や酒樓を避ける傾向にある。
 - 25) 同上，第148頁。